

株式会社 セリエが製造、販売した製品「漢方の力DE収量・食味安定」等の自主回収について

農林水産省は、株式会社 セリエ（神奈川県横浜市）が製造・販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」に農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する程度含まれることを確認し、同社に立入検査を実施しました。

その結果、同社の関連製品である「黒酢の力 DE 殺菌効果」、「天然の力 DE 薔薇元気」及び「天然の力 DE 草花元気」が、ピレトリン類を含有する除虫菊抽出物を配合して製造されていたことが判明しました。

上記の 5 製品は、農薬取締法第 2 条第 1 項に違反する無登録農薬に該当することから、農林水産省は、同社に対しこれら 5 製品の製造・販売を中止し、すでに販売した製品の自主回収を行うよう指導しました。

なお、ピレトリン類の性質等からみて、当該製品の使用が国民の健康及び生活環境に大きな影響を与えることはないものと考えています。

概要

1. 農林水産省は、株式会社 セリエ（神奈川県横浜市）が製造・販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」を分析した結果、農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する程度含まれることを確認しました。
2. 当該製品は無登録農薬に該当することから、農林水産省は、2 月 5 日及び 2 月 8 日に株式会社 セリエへの立入検査を行いました。

その結果、

- (1) 当該製品は、原料を中国から輸入し、国内の業者に製造を委託していること
- (2) 同社が製造する当該製品及び関連製品の原料の一つとしてピレトリン類を含有する除虫菊抽出物が使用されていること
- (3) 当該製品について、同社は除虫菊抽出物の配合を指示していなかったが、製造の過程において何らかの原因でピレトリン類が混入したと考えられること
- (4) 同社の関連製品である「黒酢の力 DE 殺菌効果」、「天然の力 DE 薔薇元気」及び「草花元気」が、ピレトリン類を含有する除虫菊抽出物を配合して製造されていたことからこれらの製品も無登録農薬に該当すること
- (5) これら 5 製品の出荷量はごくわずかであること

等が明らかになりました。

3. 農林水産省は、2月8日に、同社に対しこれら5製品の製造・販売を中止し、すでに販売した製品の自主回収を行うよう指導するとともに、自主回収の状況等について報告することを命じました。
4. 農林水産省の指導に基づき、同社は、これら5製品の製造・販売を中止し、当該商品を卸した先に連絡し在庫品の回収を行うとともに、商品を購入した方からの返品にも応じるとしています。
5. また、農林水産省は、本日、都道府県等に対し以下の内容を含む通知を発出し、農薬の販売や使用の規制について改めて注意喚起を行いました。
 - (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
 - (2) 法第11条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
 - (3) 保有している農薬に、法第7条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。
6. なお、ピレトリン類の性質等からみて、これら5製品の使用が国民の健康及び生活環境に大きな影響を与えることはないものと考えています。

<添付資料>

- ・ 別紙1 農薬取締法抜粋
- ・ 別紙2 農薬及び農薬類似化合物の情報（ピレトリン類）
- ・ 別紙3 指導通知（都道府県等宛て）
- ・ 別紙4 ピレトリン類分析試験結果

お問い合わせ先

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

担当者：楠川、金武

代表：03-3502-8111（内線4500）

ダイヤルイン：03-3501-3965

FAX：03-3501-3774

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

○ 農薬取締法【抄】（昭和二十三年法律第八十二号）

（定義）

第一条の二 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

2～4項（略）

（農薬の登録）

第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2～6項（略）

（製造者及び輸入者の農薬の表示）

第七条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れなくて販売する場合にあつてはその包装）に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表

示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

- 一 登録番号
- 二 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字
- 三 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
- 四 内容量
- 五 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
- 六 第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、「水質汚濁性農薬」という文字
- 七 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 八 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 九 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 十 貯蔵上又は使用上の注意事項
- 十一 製造場の名称及び所在地
- 十二 最終有効年月

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第九条 販売者は、容器又は包装に第七条（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第十一条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2～4項（略）

(回収命令等)

第九条の二 農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第九条の二、第十条の二、第十条の四、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2～4項 (略)

農薬及び農薬類似化合物の情報
(ピレトリン類)

1 一般名：ピレトリン（除虫菊）

ピレトリン (pyrethrins) は、シロバナムシヨケギクの花に含有される殺虫成分の総称。天然物由来のピレスロイド系殺虫剤。有効成分は、ピレトリン I、ピレトリン II、シネリン I、シネリン II、ジャスモリン I、ジャスモリン II の 6 成分。

2 農薬登録状況

- ・我が国では昭和 23 年に農薬登録。きゅうり、なす、キャベツ、はくさい、いちご、トマト、茶等のアブラムシ類、アザミウマ類、アオムシ等に対して適用。
- ・ピレトリンは世界各国で農薬として使用。

3 我が国での残留基準（抜粋）（単位：ppm）

食品名	米	大豆	キャベツ	トマト	なす	きゅうり	いちご	りんご
基準値	3	1	1	1	1	1	1	1

4 動態及び残留性

(1) 植物体

植物体内への取り込みはきわめて少なく、植物体表面において急速な光分解を受ける。(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 2000)

(2) 土壌中の動態

土壌半減期：1 日未満（ピレトリン I 共試、容器内試験、洪積土壌・沖積土壌）

(3) 光分解

光により速やかに分解（太陽光下での半減期は 10-12 分）

5 安全性評価（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 2003）

(1) 慢性毒性（食べ続けると健康に悪影響）

- ・ADI（許容一日摂取量；毎日一生食べ続けても健康に悪影響が出ない量）

0.04 mg/kg bw/day

- ・設定根拠

ラットの慢性/発がん性試験、経口：NOAEL（無毒性量）= 4 mg/kg bw/day

安全係数 100

(2) 急性毒性（一日の摂取で健康に悪影響）

- ・ARfD（急性参照量；一日ここまで経口摂取しても健康に悪影響が出ない量）

0.2 mg/kg bw/day

- ・設定根拠

ラットの急性神経毒性試験、経口：NOAEL（無毒性量）= 20 mg/kg bw/day

安全係数 100

24 消安第 5469 号
平成 25 年 2 月 13 日

北海道農政事務所消費・安全部長
東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

※1 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

株式会社セリエが製造、販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」等から殺虫成分であるピレトリン類の含有が確認された事案について

今般、株式会社セリエ（神奈川県横浜市）が製造・販売する製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」から農薬としての効果を有する程度の濃度のピレトリンの含有が確認されたため、平成 25 年 2 月 5 日に農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施した。

同社は、当方の指導に基づき、今後、当該製品並びにピレトリンを含有する除虫菊抽出物を配合した「黒酢の力 DE 殺菌効果」、「天然の力 DE 薔薇元気」及び「天然の力 DE 草花元気」の販売を中止するとともに在庫が残っている可能性がある販売店に対して同社から連絡して回収するほか、商品を購入した方や商品を卸した先からの返品に応じることとしている。また、同社に対して、製品の回収状況等について法第 13 条第 1 項の規定に基づく報告を命じたところである。

については、当該事実を農林水産省ホームページで公表したので、※2 貴局管下都道府県に対し周知するとともに、別記の事項について農薬販売店及び農薬使用者に改めて注意喚起を実施するよう指導願いたい。また、農薬成分の混入の疑いのある製品の情報を得た場合は、速やかに当課農薬対策室宛て連絡願いたい。

なお、同様の趣旨の通知を全国農業協同組合連合会肥料農薬部長、全国農薬協同組合理事長、社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会会長及び家庭園芸肥料・用土協議会会長宛て発出していることを申し添える。

（施行注意）

※1 沖縄総合事務局農林水産部長宛てに記載する。

※2 北海道農政事務所消費・安全部長宛てには「北海道」、関東農政局消費・安全部長宛てには「貴局管下都県」、近畿農政局消費・安全部長宛てには「貴局管下府県」、沖縄総合事務局農林水産部長宛てには「沖縄県」、東北・北陸・東海・中国四国・九州農政局消費・安全部長宛てには「貴局管下県」とする。

別記

1. 法第 9 条第 1 項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
2. 法第 11 条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
3. 保有している農薬に、法第 7 条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。

24 消安第 5469 号
平成 25 年 2 月 13 日

全国農業協同組合連合会肥料農薬部長
全国農薬協同組合理事長
社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会会長
家庭園芸肥料・用土協議会会長

} 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

株式会社セリエが製造、販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」等から殺虫成分であるピレトリン類の含有が確認された事案について

今般、株式会社セリエ（神奈川県横浜市）が製造・販売する製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」から農薬としての効果を有する程度の濃度のピレトリンの含有が確認されたため、平成 25 年 2 月 5 日に農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施しました。

同社は、当方の指導に基づき、今後、当該製品並びにピレトリンを含有する除虫菊抽出物を配合した「黒酢の力 DE 殺菌効果」、「天然の力 DE 薔薇元気」及び「天然の力 DE 草花元気」の販売を中止するとともに在庫が残っている可能性がある販売店に対して同社から連絡して回収するほか、商品を購入した方や商品を卸した先からの返品に応じることとしています。また、同社に対して、製品の自主回収状況等を法に基づいて報告をするよう命じたところです。

については、当該事実を農林水産省ホームページで公表したので、※貴会の会員に対し周知するとともに、別記の事項について注意喚起を実施するよう指導をお願いいたします。

（施行注意）

※ 全国農業協同組合連合会肥料農薬部長宛てには「貴会」、全国農薬協同組合理事長宛てには「貴組合」、社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会会長宛てには「貴協会」、家庭園芸肥料・用土協議会会長宛てには「貴協議会」とする。

別記

1. 法第 9 条第 1 項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
2. 法第 11 条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
3. 保有している農薬に、法第 7 条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。

製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」中に含有するピレトリン類の LC/MS による分析試験結果

1. 分析結果

製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」の各 5 検体について、ピレトリン類の有無とその量を測定した。

その結果、すべての検体から下表のとおりピレトリン類を検出した。

○「漢方の力 DE 収量・食味安定」の LC/MS による分析試験結果

濃度 (µg/g)

	ピレトリン I 類	ピレトリン II 類	ピレトリン類
A-1	20.0	19.8	39.8
A-2	39.8	46.4	86.2
A-3	12.7	12.3	25.0
A-4	6.56	7.27	13.8
A-5	33.6	39.3	72.9

○「天然の力 DE 野菜・果樹元気」の LC/MS による分析試験結果

濃度 (µg/g)

	ピレトリン I 類	ピレトリン II 類	ピレトリン類
B-1	3.17	4.86	8.0
B-2	4.35	10.0	14.4
B-3	14.3	23.2	37.5
B-4	3.81	6.73	10.5
B-5	4.32	7.59	11.9

2. 分析種

ピレトリン I 類 (ピレトリン I、シネリン I、ジャスモリン I)

ピレトリン II 類 (ピレトリン II、シネリン II、ジャスモリン II)

3. 試薬及び装置

(1) 試薬

ピレトリン標準品（和光純薬工業製、50～60% イソパラフィン溶液、ピレトリン類 56.6%（ピレトリンⅠ類 31.6%、ピレトリンⅡ類 25.0% を含む））

超純水（Milli-Q 精製水）

アセトニトリル（高速液体クロマトグラフ用、関東化学製）

ヘキサン（残留農薬試験・PCB 試験用、関東化学製）

(2) 装置

多孔質ケイソウ土カラム（Variant 製、Chem Elute、20 mL、UNBUFFERED）

シリンジフィルター（Whatman 製、Puradisk PP、0.45 μ m）

高速液体クロマトグラフ（HPLC）／フォトダイオードアレイ検出器

（島津製作所製 Prominence）

4. 分析法

(1) 分析法

分析対象各 10 mL を 100 mL ビーカーにはかり取り、重量を測定する。これを多孔質ケイソウ土カラムに移した後、10 分間静置する。その後、多孔質ケイソウ土カラムにヘキサン 100 mL を加え抽出し、ロータリーエバポレーターを用いて減圧下で濃縮、窒素ガスを吹き付けて乾固する。アセトニトリル 2 mL で溶解させシリンジフィルターで濾過し、試料溶液とする。

この溶液を高速液体クロマトグラフに注入し、得られたクロマトグラムから、検量線により、ピレトリンⅠ類及びピレトリンⅡ類の各重量を求め、試料中のピレトリン類含有量を次式により算出する。

$$\text{ピレトリン類の含有量 } (\mu\text{g/g}) = \text{試料中のピレトリン類の重量 } (\mu\text{g}) / \text{試料重量 (g)}$$

(2) 装置及び測定条件

HPLC：島津製作所製 Prominence

検出器：SPD - 20A

システムコントローラ：SCL-10Avp

送液ユニット：LC-20AD

カラムオーブン：CTO-20AC

カラム：CAPCELL PAK C18（長さ 250 mm × 内径 4.6 mm, 粒径 5 μ m, 資生堂製）

溶離液：水＋アセトニトリル

水：アセトニトリル比

0	～ 20 分			40 : 60
	～ 40 分	40 : 60	→	20 : 80
	～ 45 分	20 : 80	→	0 : 100
	～ 55 分	0 : 100	→	40 : 60
	～ 70 分			40 : 60（平衡化）

流量：1 mL/min

オーブン温度：40 °C

測定波長：240 nm

試料注入量：10 μ L